

全国健康保険協会業務運用マニュアル

適用・徴収・給付

運 用 手 順 編

受 付 審 査 編

(様 式)

■ 適用・徴収・給付／運用手順編

(目 次)

0 外部データ配信

0 - 1 外部データ配信

1 一般被保険者

1 - 1 一般被保険者の被保険者証の交付・再交付

1 - 2 一般被保険者証の回収

2 任意継続被保険者

2 - 1 資格取得申出

2 - 2 保険料前納申出

2 - 3 保険料口座振替申出・辞退

2 - 4 被扶養者（異動）届

2 - 5 資格喪失届

2 - 6 資格喪失処理（法定期間満了）

2 - 7 資格喪失処理（保険料未納）

2 - 8 保険料納付遅延理由申出

2 - 9 任意継続被保険者の被保険者証回収

2 - 10 支部外住所変更

2 - 11 被保険者記録変更（訂正）・証再交付

2 - 12 保険料納付書の作成・調定

2 - 13 保険料口座振替の依頼

2 - 14 保険料収納

2 - 15 保険料過誤納処理

2 - 16 過誤納保険料の還付支払

- 2 - 17 保険料日計表
- 2 - 18 保険料経理連動
- 2 - 19 保険料納付証明
- 2 - 20 任意継続保険料改定通知
- 2 - 21 後期高齢者医療関連処理

3 高齢受給者

- 3 - 1 高齢受給者証の交付・再交付
- 3 - 2 基準収入額適用申請
- 3 - 3 高齢受給者証の回収
- 3 - 4 基準収入額の定時処理

4 日雇特例被保険者

- 4 - 1 日雇特例被保険者の記録管理
- 4 - 2 特別療養受給証の交付・再交付
- 4 - 3 受給資格者票の交付・再交付

5 給付

- 5 - 1 現金給付処理
- 5 - 2 現金給付処理（出産育児一時金事前申請）
- 5 - 3 現金給付処理（更正／取消）
- 5 - 4 柔道整復施術療養費（受領委任分）
- 5 - 5 特定疾病療養受領証交付申請書
- 5 - 6 限度額適用・標準負担額減額申請書等
- 5 - 7 高額療養費該当者照会・調査処理
- 5 - 8 健康保険法第118条第1項該当・非該当
- 5 - 9 支給決定更正該当者一覧表

- 5 - 10 支払処理
- 5 - 11 債権管理処理
- 5 - 12 貸付処理

適用・徴収・給付

外部データ配信

外部データ配信

一般被保険者

一般被保険者の
被保険者証交付・再交付

一般被保険者の
被保険者証回収

任意継続被保険者

資格取得申出

保険料前納申出

保険料口座振替申出・辞退

被扶養者（異動）届

資格喪失届

資格喪失處理
(法定期間滿了)

資格喪失処理
（保険料未納）

保険料納付遅延理由申出

任意継続被保険者の
被保険者証回収

支部外住所変更

被保険者記録変更（訂正）・
被保険者証再交付

保険料納付書の作成・調定

保険料口座振替の依頼

保険料収納

保險料過誤納處理

過誤納保険料の還付支払

保険料日計表

保険料経理連動

保険料納付証明

任意継続保険料改定通知

後期高齢者医療関連処理

高齢受給者

高齢受給者証の
交付・再交付

基準収入額適用申請

高齢受給者証の回収

基準収入額の定時処理

日雇特例被保険者

日雇特例被保険者の記録管理

特別療養費受給票の
交付・再交付

受給資格者票の交付・再交付

給付

現金給付処理

現金給付処理
(出産育児一時金事前申請)

現金給付処理
(更正 / 取消)

柔道整復施術療養費
（受領委任分）

特定疾病療養受療証交付申請書

限度額適用・標準負担額減額申請書等

高額療養費該当者照会・調査処理

健康保険法第118条第1項
該当・非該当 (給付制限)

支給決定更正該当者一覧表

支払処理

債権管理処理

全国健康保険協会 業務運用マニュアル

受付審査編

【基幹業務】

適用／徴収／給付

■ 適用・徴収・給付／受付審査編

(目 次)

1 共通の取り扱い

1 - 1 全般

2 一般被保険者

2 - 1 被保険者証再交付申請書

3 任意継続被保険者

3 - 1 任意継続被保険者資格取得申出書

3 - 2 任意継続被保険料口座振替依頼・辞退届

3 - 3 被扶養者（異動）届

3 - 4 任意継続被保険者資格喪失届

3 - 5 任意継続被保険者保険料納付遅延理由申請書

3 - 6 任意継続被保険者氏名、住所変更届（諸変更）

3 - 7 保険料等還付請求書

3 - 8 介護保険適用除外等該当・非該当届

4 高齢受給者

4 - 1 高齢受給者基準収入額適用申請書

4 - 2 高齢受給者証再交付申請書

5 日雇特例被保険者

5 - 1 特別療養費受給票交付申請書

5 - 2 健康保険被保険者受給資格者票交付（確認）申請書

5 - 3 特別療養給付申請書

6 給付（一般・任意継続）

- 6 - 1 療養費支給申請書（立替払等）
- 6 - 2 療養費支給申請書（海外療養費）
- 6 - 3 療養費支給申請書（治療用装具）
- 6 - 4 療養費支給申請書（生血）
- 6 - 5 療養費支給申請書（はり、きゅう、あんま、
マッサージ）
- 6 - 6 療養費支給申請書（食事療養標準負担額差額
支給申請書）
- 6 - 7 移送費支給申請書（移送承認申請（移送届）書）
- 6 - 8 出産育児一時金支給申請書
- 6 - 9 埋葬料支給申請書
- 6 - 10 高額療養費支給申請書
- 6 - 11 柔道整復施術療養費支給申請書
- 6 - 12 傷病手当金支給申請書
- 6 - 13 出産手当金支給申請書
- 6 - 14 出産育児一時金支給申請書（事前申請用）
- 6 - 15 健康保険法第118条第1項該当・非該当届
限度額適用申請書、限度額適用・標準負担額
減額適用認定申請書
- 6 - 16 限度額適用申請書、限度額適用・標準負担額
減額適用認定申請書
- 6 - 17 特定疾病療養受療証交付申請書

7 給付（日雇）

- 7 - 1 埋葬料請求書
- 7 - 2 傷病手当金申請書
- 7 - 3 出産手当金申請書

第1章 共通の取り扱い

全

般

◎ 次の業務全般に共通する取り扱いを説明します。

1 照会対応

- ① 禁止行為
- ② 用紙の入手方法
- ③ 申請書、届出書の提出方法
- ④ 給付金の受取方法の説明

2 受付

- ① 禁止行為
- ② 受付方法
- ③ 本人確認

3 内容審査

- ① 禁止行為
- ② 受付年月日の確認
- ③ 記入もれの点検

第2章 一般被保険者

被 保 険 者 証 再 交 付 申 請 書

◎ 目的概要

目 的 (概要)	<p>この申請書は、被保険者（任意継続被保険者含む）または被扶養者が、被保険者証を紛失した場合等に被保険者証の再交付の手続きを行うための様式です。</p> <p>被保険者証を紛失した場合等とは、次の場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証を紛失した場合 ・被保険者証をき損した場合 	
手 続 き (概略)	提出期限	遅滞なく（すみやかに）
	申請者	被保険者本人
	申請先	住所地を管轄する（被保険者証を発行した）協会支部
	添付書類	被保険者証をき損した場合は、き損した被保険者証
	提出方法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条 文	健康保険法施行規則 49条（被保険者証の再交付）	
通 知		

第3章 任意継続被保険者

任意継続被保険者資格取得申出書

◎ 目的概要

目 的 (概要)	<p>この申出書は、退職した場合など、<u>協会けんぽの被保険者</u>であった人が、任意継続被保険者の加入手続きを行うための様式です。</p> <p>任意継続被保険者とは、会社等を退職した場合、希望により引き続き個人で健康保険に加入する被保険者を言います。</p>	
手 続 き (概略)	提出期限	退職日の翌日から20日（法定期限）
	申 出 者	協会けんぽの被保険者であった人（任意継続被保険者を除く）
	申 出 先	住所地を管轄する協会支部
	添 付 書 類	無し
	提出方法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条 文	<p>健康保険法</p> <p>3条4項（定義） 37条（任意継続被保険者）</p> <p>38条（任意継続被保険者の資格喪失）</p> <p>健康保険法施行規則</p> <p>42条（任意継続被保険者の資格取得の申出）</p>	
通 知	<p>昭和2年5月5日保発第981号</p> <p>昭和3年8月17日保理発第3059号</p> <p>昭和24年8月11日保文発第1400号</p> <p>昭和24年11月1日保発第86号</p> <p>昭和38年4月1日庁保発第9号</p> <p>昭和51年6月5日厚生省発社保第105号</p> <p>昭和51年6月5日保発第29号</p> <p>昭和51年6月5日庁保発第20号</p> <p>昭和51年6月29日庁保発第27号</p> <p>昭和51年6月29日保発第38号</p> <p>昭和54年11月22日保発第64号</p> <p>昭和54年11月22日庁保発第17号</p> <p>昭和54年11月22日庁保発第34号</p> <p>昭和59年9月22日保発第65号</p> <p>昭和59年9月22日庁保発第17号</p> <p>平成15年2月27日庁保発第5号</p>	

任意継続被保険者保険料 口座振替納付(変更)申出書 口座振替辞退申出書

◎ 目的概要

目的 (概要)	この申出書は、任意継続被保険者が、保険料を納付する場合等に口座振替を行うまたは口座振替をやめる手続きを行うための様式です。 ① 口座振替を利用または利用の変更をする場合は、次の様式により手続きします。 「任意継続被保険者保険料 口座振替納付(変更)申出書」 ② 口座振替を辞退する場合は、次の様式により手続きします。 「任意継続被保険者保険料 口座振替辞退申出書」	
手続き (概略)	提出期限	なし ただし申出時期により、口座振替開始または終了時期の希望に添えない場合があります
	申請者	任意継続被保険者本人
	申請先	住所地を管轄する(被保険者証を発行した)協会支部
	添付書類	なし
	提出方法	送付、電子申請、窓口(協会支部、出張所)
条文 通知		

被 扶 養 者 （ 異 動 ） 届

◎ 目的概要

目 的 (概要)	<p>この届出書は、任意継続被保険者および健康保険法第3条第2項被保険者（以下「任意継続被保険者等」という。）が、家族等、被扶養者について増減等があった場合に手続きを行うための様式です。</p> <p>被扶養者について増減等があった場合等とは次の場合です。</p> <p>① 家族を被扶養者として追加する場合 ② 被扶養者の被保険者証等の記載事項に変更があった場合 ③ 被扶養者に該当しなくなった場合</p>	
手 続 き (概略)	提 出 期 限	5日以内
	届 出 者	任意継続被保険者本人 健康保険法第3条第2項被保険者本人
	届 出 先	住所地を管轄する協会支部
	添 付 書 類	<p>① 追加の場合 所得に関する証明書類、生計維持に関する証明書類、身分関係の確認ができる証明書類</p> <p>② 削除・変更の場合 該当する被扶養者の被保険者証（家族分） 該当する被扶養者の高齢受給者証（交付対象者のみ）</p>
	提 出 方 法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条 文	健康保険法 3条7項（定義） 健康保険法施行規則 38条（被扶養者の届出）	
通 知	昭和38年8月26日庁保発第46号 昭和52年4月6日保発第9号、庁保発第9号 昭和60年6月13日保発第66号、庁保発第22号 昭和60年6月15日庁文発第2220号 平成3年2月1日保発第9号、庁保発第1号	

任意継続被保険者資格喪失届

◎ 目的概要

目的 (概要)	この届出書は、任意継続被保険者が資格喪失した場合に手続きを行うための様式です。 任意継続被保険者が資格喪失した場合とは、任意継続被保険者が再就職により、健康保険の被保険者になったとき、または共済組合の組合員になったときなどです。	
手続き (概略)	提出期限	5日以内
	届出者	本人（任意継続被保険者であった人） 喪失理由が死亡による場合は、配偶者、子、父母の順に届出します。
	届出先	住所地を管轄する協会支部
	添付書類	任意継続被保険者証（その他、協会が発行した証等全て）
	提出方法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条文	健康保険法 38条（任意継続被保険者の資格喪失） 附則（平14）6条 健康保険法施行規則 39条（障害認定の届出） 51条（被保険者証の返納）	
通知	昭和2年2月1日保理発第330号 昭和2年4月27日保理発第1840号 昭和51年6月5日保発第29号 昭和51年6月5日庁保発第20号 昭和51年6月5日発社保第501号 昭和58年2月1日保発第11号 昭和58年2月1日保険発第19号 昭和58年2月1日庁保発第4号 昭和59年9月22日庁保険発第17号 昭和59年9月22日庁保発第22号 昭和59年9月22日発保第87号 昭和59年9月22日保険発第65号 平成15年2月27日庁保険発第5号	

任意継続被保険者遅延理由申請書

◎ 目的概要

目的 (概要)	この申請書は、次の①、②の場合に遅延理由を申請する手続きを行うための様式です。 ① 任意継続被保険者に加入しようとする者が、提出期限を超えて手続きをした場合 ② 任意継続被保険者が保険料の納付を納付期日までに納めなかった場合	
手続き (概略)	提出期限	遅滞なく（すみやかに）
	申請者	本人
	申請先	住所地を管轄する協会支部
	添付書類	なし
条文	健康保険法	
	37条（任意継続被保険者） 38条（任意継続被保険者の資格喪失）	
通知	健康保険法施行規則	
	138条（任意継続被保険者の保険料納付）	

任意継続被保険者氏名・住所変更届

(諸変更(訂正)氏名・住所・性別・生年月日・電話番号)

◎ 目的概要

目的 (概要)	<p>この届出書は、任意継続被保険者が、氏名・住所等を変更した場合に、変更した内容の手続きを行うための様式です。</p> <p>氏名・住所等を変更した場合とは、「氏名、住所、性別、生年月日、電話番号」について変更または訂正が生じた場合です。</p>	
手続き (概略)	提出期限	氏名変更、住所変更は、当該事実があった日から5日以内 その他変更(訂正)等は、遅滞なく(すみやかに)
	申請者	任意継続被保険者本人
	申請先	住所地を管轄する協会支部
	添付書類	<p>変更内容に応じて、添付内容が変わります。</p> <p>「被保険者証」(本人および家族に交付されているもの) 次のうち、交付されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢受給者証」 ・「特定疾病療養受療証」 ・「健康保険限度額適用認定証」 ・「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」 <p>上記は、変更内容に応じて、添付内容が変わります。</p>
	提出方法	送付、電子申請、窓口(協会支部、出張所)
条文	健康保険法施行規則 44条(任意継続被保険者の氏名又は住所の変更の届出) 48条(被保険者証の訂正)	
通知		

任意継続被保険者保険料等還付請求書

◎ 目的概要

目 的 (概要)	<p>この請求書は、任意継続被保険者が納付した保険料等が過誤納であった場合に過誤納であった保険料等の還付請求の手続きを行うための様式です。</p> <p>過誤納とは、納付期日経過後の納付、無資格期間への納付、二重納付等、本来納付以外の納付を言います。還付とは、過誤納となった保険料を本人に返還することです。</p>	
手 続 き (概略)	提 出 期 限	過誤納発生日から起算して2年 (還付金を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)
	申 請 者	本人(任意継続被保険者または、任意継続被保険者であった者)
	申 請 先	任意継続被保険者の場合、住所地を管轄する協会支部 任意継続被保険者であった者の場合、管轄されていた協会支部
	添 付 書 類	なし
	提 出 方 法	送付、窓口(協会支部、出張所)
条 文	健康保険法施行規則 140条(前納保険料の還付) 141条(還付の請求)	
通 知		

介護保険適用除外等該当・非該当届

◎ 目的概要

<p>目的 (概要)</p>	<p>この届出書は、40歳以上65歳未満の任意継続被保険者とその被扶養者が、次の①、②の場合に手続きを行うための様式です。</p> <p>① 介護保険の第2号被保険者の適用除外に該当する場合</p> <p>② ①の適用除外が該当しなくなった場合</p> <p>介護保険の第2号被保険者の適用除外に該当する場合とは、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内に住所を有しない人 ・介護保険適用除外施設に入所する場合 ・短期滞在および在留期間が1年未満の外国人 	
<p>手続き (概略)</p>	<p>提出期限</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>届出者</p>	<p>任意継続被保険者本人</p>
	<p>届出先</p>	<p>住所地を管轄する協会支部</p>
	<p>添付書類</p>	<p>適用除外に該当する理由に応じて、次のいずれかを添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の除票 ・外国人登録証明書のコピーおよび雇用契約書のコピー ・入所または入院の証明書
	<p>提出方法</p>	<p>送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）</p>
<p>条文</p>	<p>健康保険法</p> <p>3条4項（定義）</p> <p>37条（任意継続被保険者）</p> <p>38条（任意継続被保険者の資格喪失）</p> <p>健康保険法施行規則</p> <p>40条（介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合の届出）</p> <p>41条（介護保険第2号被保険者に該当するに至った場合の届出）</p> <p>介護保険法</p> <p>9条（被保険者）</p> <p>10条（資格取得の時期）</p> <p>11条（資格喪失の時期）</p> <p>13条（介護保険施設に入所中の被保険者の特例）</p>	
<p>通知</p>	<p>平成12年3月21日庁保発第12号</p> <p>介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う事務取扱について</p>	

第4章 高齢受給者

高齢受給者基準収入額適用申請書

◎ 目的概要

目 的 (概要)	この申請書は「現役並所得者」の高齢受給者が、収入要件により「一般」に該当する場合に手続きを行うための様式です。	
	「現役並所得者」の高齢受給者が、収入要件により「一般」に該当する場合とは、次の場合です。 被保険者が高齢受給者に該当する場合、被保険者の標準報酬月額が一定額以上の場合、現役並所得者として適用します。 ただし、本来の収入額が一定の基準に満たない場合は、一般に該当します。 協会支部は、現役並所得者の高齢受給者に対して、適用申請の勧奨を行います。	
手 続 き (概略)	提出期限	現役並所得者の証の交付年月日から14日以内
	申請者	被保険者（高齢受給者）本人
	申請先	・一般の被保険者の場合 … 事業所を管轄する協会支部 (事業主を経由した提出も可) ・任意継続被保険者の場合 … 住所地を管轄する協会支部
	添付書類	高齢受給者証のコピー 収入がわかる書類 ・市区町村で発行される（非）課税証明書 ・公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の控のコピー等
	提出方法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条 文	健康保険法施行規則 52条（高齢受給者証等の交付等）	
通 知	平成14年9月27日保保発第0927007号・庁保発第34号 健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務について 平成15年4月21日庁保発第20号 政府管掌健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の定時決定時に係る事務等の取扱いについて 平成18年7月31日庁保発第0731003号 政府管掌健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務に係る取扱いについて	

高 齢 受 給 者 証 再 交 付 申 請 書

◎ 目的概要

目 的 (概要)	<p>この申請書は、高齢受給者である被保険者または被扶養者が、高齢受給者証を紛失した場合等に高齢受給者証の再交付の手続きを行うための様式です。</p> <p>高齢受給者証を紛失した場合等とは、次の場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢受給者証を紛失した場合 ・ 高齢受給者証をき損した場合 	
手 続 き (概略)	提出期限	遅滞なく(すみやかに)
	申請者	被保険者本人
	申請先	住所地を管轄する(高齢受給者証を発行した)協会支部
	添付書類	高齢受給者証をき損した場合は、き損した高齢受給者証
	提出方法	送付、電子申請、窓口(協会支部、出張所)
条 文	健康保険法施行規則 52条(高齢受給者証の交付等)	
通 知		

第5章 日雇特例被保険者

健康保険法第3条第2項被保険者 特別療養費受給票交付申請書

◎ 目的概要

目 的 (概要)	<p>この申請書は、健康保険法第3条第2項被保険者（以下「日雇特例被保険者」という。）が、特別療養費受給票の交付の手続きを行うための様式です。</p> <p>特別療養費受給票とは、日雇特例被保険者が、納付要件を満たしていないため、保険給付を受けられない期間（最低2か月）について、療養の給付を受けられるよう救済手段として、交付するものです。</p>	
手 続 き (概略)	提出期限	「特別療養費受給票」の有効期間内
	申請者	日雇特例被保険者本人
	申請先	住所地を管轄する協会支部／指定された市区町村
	添付書類	被保険者手帳 ※被扶養者がいる場合は、被扶養者異動届
	提出方法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条 文	<p>健康保険法施行規則 145条（特別療養費）</p> <p>健康保険法施行規則 130条（特別療養費受給票の交付） 131条（特別療養費受給票の様式） 132条（特別療養費受給票に係る準用） 133条（特別療養費受給票の返納）</p>	
通 知	昭和36年6月26日 保発第39号	

健康保険法第3条第2項被保険者 受給資格者票交付申請書

◎ 目的概要

目 的 (概要)	<p>この申請書は、健康保険法第3条第2項被保険者(以下「日雇特例被保険者」という。))が、次の①～④の場合に「健康保険被保険者受給資格者票(以下「受給資格者票」という。))」の交付等の手続きを行うための様式です。</p> <p>① 受給資格者票の新規交付を受けるとき ② 受給資格者票の確認を受けるとき ③ 受給資格者票を更新するとき ④ 受給資格者票の再交付を受けるとき</p>	
手 続 き (概略)	提出期限	遅滞なく(すみやかに)
	申請者	日雇特例被保険者本人
	申請先	住所地を管轄する協会支部/指定の市区町村
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・新規交付の場合(上記①) … 健康保険被保険者手帳 ・確認、更新の場合(上記②、③) … 健康保険被保険者手帳と受給資格者票 ・再交付の場合(上記④) … き損の場合は、き損した受給資格者票
	提出方法	送付、電子申請、窓口(協会支部、出張所)
条 文	<p>健康保険法 129条(療養の給付) 健康保険法施行規則 119条(確認)</p>	
通 知	<p>昭和33年6月30日保発第43号、第44号 平成14年9月27日保保発第0927014号</p>	

健康保険被保険者被扶養者 特別療養費給付申請書

◎ 目的概要

目 的 (概要)	この申請書は、被保険者（任意継続被保険者を除く）が資格喪失後、健康保険法第3条第2項被保険者（以下「日雇特例被保険者」という。）に加入し、継続給付を受ける場合の特別療養証明書の交付の手続きを行うための様式です。	
	継続給付を受ける場合とは、日雇特例被保険者とその被扶養者が、協会けんぽの被保険者の資格を喪失した際に受けていた療養の給付等について、6か月を限度に継続して療養の給付を受けることができるものです。	
手 続 き (概略)	提出期限	資格喪失後10日以内
	申請者	日雇特例被保険者本人
	申請先	住所地を管轄する協会支部
	添付書類	健康保険被保険者手帳
	提出方法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条 文	健康保険法 98条（被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合） 健康保険法施行規則 83条（特別療養給付の申請等）	
通 知	平成15年2月25日 保保発第0225007号・庁保発第4号 平成15年2月27日 保発第5号	

第6章 給付（一般・任意継続）

療養費支給申請書 (立替払等)

目的 (概要)	この申請書は、被保険者等が療養費(立替払等)の支給を行うための様式です。 療養費(立替払等)とは、被保険者証を提出できない等、全額自己負担で医療機関等の診療を受けたときの給付です。	
手続き (概略)	提出期限	治療費などを支払った日の翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)
	申請者	被保険者
	申請先	事業所の所在地を管轄する協会支部 (任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部)
	添付書類	領収証または領収明細書 (協会けんぽの加入期間に国保や健保組合証で受診した場合の立替払いの申請は、各保険者に返納した領収証)
		診療明細書または診療報酬明細書の写し
提出方法	送付、電子申請、窓口(協会支部、出張所)	
条文	健康保険法 74条(一部負担金) 87条(療養費) 110条(家族療養費) 健康保険法施行規則 66条(療養費の支給の申請) 90条(家族療養費の支給)	
通知	昭和3年4月30日保理第1089号 昭和13年8月20日社庶第1629号 昭和24年4月13日保険発第167号 昭和24年6月6日保文発第1017号 昭和42年8月25日保発第29号	
関連	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (昭和33年6月30日厚生省告示第177号) [現行・平成6年3月厚生省告示第54号]	

療養費支給申請書（海外療養費）

目 的 （ 概 要 ）	<p>この申請書は、被保険者等が療養費（海外療養費）の支給手続きを行うための様式です。</p> <p>海外療養費とは、被保険者および被扶養者が海外の医療機関で診察を受けたときに申請できる給付です。</p>	
手 続 き （ 概 略 ）	<p>提 出 期 限</p> <p>治療費などを支払った日の翌日から2年 （保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します）</p>	
	<p>申 請 者</p> <p>被保険者</p>	
	<p>申 請 先</p> <p>事業所の所在地を管轄する協会支部 （任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部）</p>	
	<p>添 付 書 類</p> <p>診療内容明細書、領収明細書、日本語の翻訳文</p>	
	<p>提 出 方 法</p> <p>送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）</p>	
条 文	<p>健康保険法 74条（一部負担金） 87条（療養費） 110条（家族療養費）</p> <p>健康保険法施行規則 66条（療養費の支給の申請） 90条（家族療養費の支給）</p>	
通 知	<p>昭和56年2月25日保発第7号・庁保発第3号</p> <p>昭和56年2月25日保険発第10号・庁保険発第2号</p>	
関 連	<p>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 （昭和33年6月30日厚生労働省告示第177号） [現行・平成6年3月厚生労働省告示第54号]</p>	

療養費支給申請書 (治療用装具)

目的 (概要)	この申請書は、療養費 (治療用装具) の支給手続きを行うための様式です。 治療用装具 (関節装具、コルセット、靴等) を被保険者または被扶養者が作成されたときの給付です。	
手続き (概略)	提出期限	治療用装具の代金を支払った日の翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)
	申請者	被保険者
	申請先	事業所の所在地を管轄する協会支部 (任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部)
	添付書類	領収証、医師の意見 (同意) 書、装着証明書、治療用眼鏡等の作成指示等のコピー (医師の意見 (同意) 書、装着証明書については申請書の裏面に記入欄があります)
	提出方法	送付、電子申請、窓口 (協会支部、出張所)
条文	健康保険法 87条 (療養費) 110条 (家族療養費) 健康保険法施行規則 66条 (療養費の支給の申請) 90条 (家族療養費の支給)	
通知	昭和17年3月26日社発第322号 昭和18年8月23日保険発第277号 昭和24年4月13日保険発第167号 昭和24年6月7日保険発第204号 昭和25年2月8日保発第9号 昭和25年5月11日保険発第87号 昭和25年11月7日保険発第235号 昭和26年5月6日保文発第1443号 昭和26年6月8日保険発第142号 昭和27年4月15日保険発第99号 昭和28年7月30日保険発第170号 昭和30年2月10日保険発第28号 昭和30年3月18日保険発第62号 昭和33年4月21日保文発第2559号 昭和34年12月23日保険発第195号 昭和36年6月21日保文発第4846号 昭和36年7月24日保発第54号 昭和37年2月5日保文発第655号	

<p>通知</p>	<p>昭和37年10月10日保文発第5351号 昭和40年10月19日保文発第453号 昭和41年2月24日保文発第171号 昭和57年6月22日保文発第344号 昭和62年2月25日保険発第6号 平成12年8月3日保険発第142号</p>
<p>関連</p>	<p>身体障害者福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 児童手当法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準</p>

療養費支給申請書 (生血)

目的 (概要)	この申請書は、療養費 (生血) の支給手続きを行うための様式です。 療養費 (生血) とは、被保険者および被扶養者が輸血で使用した生血 (血液) の代金を支払ったときの給付です。	
手続き (概略)	提出期限	血液の代金を支払った日の翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)
	申請者	被保険者
	申請先	事業所の所在地を管轄する協会支部 (任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部)
	添付書類	生血代の領収証、医師の輸血証明書
	提出方法	送付、電子申請、窓口 (協会支部、出張所)
条文	健康保険法 87条 (療養費) 110条 (家族療養費) 健康保険法施行規則 66条 (療養費の支給の申請) 90条 (家族療養費の支給)	
通知	昭和14年5月13日社医発第336号 昭和24年5月24日保文発第924号 昭和25年3月15日保険発第39号 昭和25年11月7日保険発第225号 昭和30年2月10日保険発第28号 昭和31年5月22日保険発第81号	

療 養 費 支 給 申 請 書

(は り ・ き ゅ う ・ あ ん ま ・ マ ッ サ ー ジ)

目 的 (概 要)	この申請書は、療養費 (はり・きゅう・あんま・マッサージ) の支給手続きを行うための様式です。 療養費 (はり・きゅう・あんま・マッサージ) とは、「はり師」、「きゅう師」、「あん摩・マッサージ・指圧師」の施術を受けたときの給付です。	
手 続 き (概 略)	提出期限	施術 (治療) 費を支払った日の翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)
	申請者	被保険者
	申請先	事業所の所在地を管轄する協会支部 (任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部)
	添付書類	領収証 (申請書に領収欄あり) 施術証明書 (申請書に欄あり) 医師の同意書 (診断書)
	提出方法	送付、電子申請、窓口 (協会支部、出張所)
条 文	健康保険法 87条 (療養費) 110条 (家族療養費) 健康保険法施行規則 66条 (療養費の支給の申請) 90条 (家族療養費の支給)	
通 知	昭和42年9月18日保発第32号 昭和56年6月26日保発第49号 昭和58年6月28日保発第66号 昭和61年4月21日保発第37号 平成4年5月22日保発第57号 平成5年10月29日医事第93号・保発第116号 平成16年10月1日保医発第1001002号	

療養費支給申請書 (食事療養負担額差額支給申請用)

目的 (概要)	<p>この申請書は、療養費支給申請書 (食事療養負担額差額支給申請用) の支給続きを行うための様式です。</p> <p>食事療養負担額差額支給申請とは、健康保険限度額適用・標準負担額認定対象者がやむを得ない理由により保険医療機関に認定証の提示ができなかった人が、入院した時の食費として減額されていない食事療養標準負担額を支払ったとき、その差額を受けとるときの給付です。</p>	
手続き (概略)	提出期限	標準負担額を支払った日の翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)
	申請者	被保険者
	申請先	事業所の所在地を管轄する協会支部 (任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部)
	添付書類	領収証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証コピー
	提出方法	送付、電子申請、窓口 (協会支部、出張所)
条文	健康保険法 85条 (入院時食事療養費) 110条 (家族療養費) 健康保険法施行規則 61条 (標準負担額の減額に関する特例) 90条 (家族療養費の支給)	
通知	平成6年9月9日保発第96号・庁保発第29号 平成6年9月9日保険発第118号・庁保険発第8号 平成6年9月9日庁保険発第10号 平成18年3月6日保保発第0306001号・庁保険発第0306001号 平成19年3月20日庁保険発第0320001号	

移送費支給申請書 (移送承認申請 (移送届))

目 的 (概 要)	この申請書は、移送費の承認および支給手続きを行うための様式です。 病気やけがのため入院や転院が必要となり移動 (移送) した場合の給付です。	
手 続 き (概 略)	提 出 期 限	移送に要した費用を支払った日の翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)
	申 請 者	本人
	申 請 先	事業所の所在地を管轄する協会支部 (任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部)
	添 付 書 類	領収証
	提 出 方 法	送付、電子申請、窓口 (協会支部、出張所)
条 文	健康保険法 97条 (移送費の支給) 112条 (家族移送費) 健康保険法施行規則 80条 (移送費の額) 81条 (移送費の支給が必要と認める場合) 82条 (移送費の支給の申請) 95条 (家族移送費の支給)	
通 知	昭和28年7月20日保文発第4845号 平成6年9月9日保険発第119号・庁保険発第9号 平成16年2月27日保医発第0227001号	

出 産 育 児 一 時 金 支 給 申 請 書

<p>目 的 (概要)</p>	<p>この申請書は、出産育児一時金の支給続きを行うための様式です。 出産育児一時金とは、女子被保険者が出産したとき、または被扶養者である家族が 出産したときの給付です。</p>	
<p>手 続 き (概略)</p>	<p>提 出 期 限</p>	<p>出産した日の翌日から2年</p>
	<p>申 請 者</p>	<p>本人</p>
	<p>申 請 先</p>	<p>事業所の所在地を管轄する協会支部 (任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部)</p>
	<p>添 付 書 類</p>	<p>申請書所定欄に、出産の事実に関する医師・助産師または市区町村長の 証明を受けられない場合、次のいずれかの書類 戸籍謄(抄)本、戸籍事項記載証明書、出生届受理証明書、住民票の 写し、登録原票記載事項証明書(外国籍の被保険者・家族の場合)、 母子健康手帳</p>
<p>提 出 方 法</p>	<p>送付、電子申請、窓口(協会支部、出張所)</p>	
<p>条 文</p>	<p>健康保険法 101条(出産育児一時金) 106条(資格喪失後の出産に関する給付) 114条(家族出産育児一時金) 健康保険法施行令 36条(出産育児一時金の金額) 健康保険法施行規則 86条(出産育児一時金の支給の申請) 97条(家族出産育児一時金の支給の申請)</p>	
<p>通 知</p>	<p>昭和2年3月17日保理第792号 昭和2年5月4日保理第1880号 昭和3年3月16日保発第11号 昭和8年3月14日保規第61号 昭和8年4月25日保規第142号 昭和16年7月23日社発第991号 昭和24年6月14日保文発第1087号 昭和24年7月19日保文発第1327号 昭和28年6月16日保文発第2427号</p>	

埋 葬 料 （ 費 ） 申 請 書

<p>目 的 （ 概 要 ）</p>	<p>この申請書は、埋葬料（費）の支給続きを行うための様式です。 埋葬料（費）とは、被保険者または被扶養者が業務外の事由により死亡したときの給付です。</p>	
<p>手 続 き （ 概 略 ）</p>	<p>提 出 期 限</p>	<p>埋葬料・家族埋葬料・・・死亡した日の翌日から2年 埋葬費・・・埋葬した日の翌日から2年</p>
	<p>申 請 者</p>	<p>埋葬料・・・生計を維持されていた人 埋葬費・・・埋葬を行った人 家族埋葬料・・・被保険者</p>
	<p>申 請 先</p>	<p>事業所の所在地を管轄する協会支部 （任継被保険者の場合は住所地を管轄する協会支部）</p>
	<p>添 付 書 類</p>	<p>1 照会対応（4）を参照してください</p>
	<p>提 出 方 法</p>	<p>送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）</p>
<p>条 文</p>	<p>健康保険法 100条（埋葬料） 105条（資格喪失後の死亡に関する給付） 113条（家族埋葬料） 健康保険法施行令 35条（埋葬料の最低保障金額） 40条（家族埋葬料の金額） 健康保険法施行規則 85条（埋葬料の支給の申請） 96条（家族埋葬料の支給の申請）</p>	
<p>通 知</p>	<p>昭和2年7月14日保理第2788号 昭和4年5月22日保理第1705号（埋葬料の支給請求に関する件） 昭和6年6月26日保規第133号 昭和7年4月25日保規第129号（被保険者に依り生計を維持したる者の意義に関する件） 昭和8年8月7日保規第502号（健康保険法第49条の「被保険者に依り生計を維持したる者」の意義に関する件） 昭和23年12月2日保文発第898号（死産に伴う家族埋葬料支給解釈等疑義に関する件） 昭和26年3月19日保文発第721号</p>	

高額療養費支給申請書

<p>目 的 (概要)</p>	<p>この申請書は、高額療養費の支給手続きを行うための様式です。 高額療養費とは、病院などで支払った保険診療の窓口負担額が、月内に一定の額を超えたときの給付です。</p>	
<p>手 続 き (概略)</p>	<p>提出期限</p>	<p>診療月の翌月1日から起算して2年または一部負担金を診療月の翌月の2日以降に支払ったときは、支払った日の翌日から起算して2年 「おしらせ」を送付した場合は、被保険者に到達した日の翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)</p>
	<p>申請者</p>	<p>本人</p>
	<p>申請先</p>	<p>事業所の所在地を管轄する協会支部 (任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部)</p>
	<p>添付書類</p>	<p>非課税証明書、保護開始(変更・廃止)決定通知書、領収証書(公費負担「有」の場合)</p>
	<p>提出方法</p>	<p>送付、電子申請、窓口(協会支部、出張所)</p>
<p>条文</p>	<p>健康保険法 115条(高額療養費の支給) 健康保険法施行令 41条(高額療養費の支給要件及び支給額) 42条(高額療養費算定基準額) 43条(その他高額療養費の支給に関すること) 健康保険法施行規則 98条(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 99条(特定疾病の認定の申請等) 100条(令第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第二項第二号又は第四項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養又は特定給付対象療養に要した費用の額の算定) 101条(令第四十二条第一項第三号の厚生労働省令で定める要保護者) 102条(令第四十二条第二項第三号の厚生労働省令で定める要保護者) 103条(令第四十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める要保護者) 104条(令第四十三条第一項第一号口の入院療養に要した費用の額の算定) 105条(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等) 106条(令第四十三条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 107条(令第四十三条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 108条(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 109条(高額療養費の支給の申請)</p>	

通 知	昭和48年10月17日保発第39号・庁保発第20号
	昭和48年10月17日保険発第95号・庁保険発第18号
	昭和48年10月30日保発第42号・庁保発第26号
	昭和48年11月7日保険発第99号・庁保険発第21号
	昭和56年2月25日保発第7号・庁保発第3号
	昭和56年2月25日保険発第10号・庁保険発第2号
	昭和59年9月29日保険発第74号・庁保険発第18号
	平成6年9月9日保発第96号・庁保発第29号
	平成10年3月24日保険発第40号・老企第7号・庁保険発第6号
	平成14年9月6日保発第0906002号・庁保発第44号
	平成14年9月9日庁保険発第29号・社業発第28号
	平成14年9月27日保保発第0927010号・庁保険発第35号
	平成14年9月30日社援保発第0930001号
	平成17年12月27日庁保険発第1227001号
	平成18年9月29日庁保険発第0229006号

柔道整復施術療養費支給申請書

目的 (概要)	この申請書は、柔道整復施術療養費の支給手続きを行うための様式です。 柔道整復施術療養費とは、柔道整復師の施術を受けた場合の給付です。	
手続き (概略)	提出期限	施術（治療）費を支払った日の翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)
	申請者	本人
	申請先	事業所の所在地を管轄する協会支部 (任継被保険者の場合は住所地を管轄する協会支部)
	添付書類	施術証明（申請書に欄あり） 医師の同意書（施術録に記入があれば添付は不要） 長期施術継続理由書（申請書の「摘要」欄に記入している場合は不要）
	提出方法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条文	健康保険法 87条（療養費） 110条（家族療養費） 健康保険法施行規則 66条（療養費の支給の申請） 90条（家族療養費の支給）	
通知	昭和33年9月30日保発第64号 平成9年4月17日保険発第57号 平成11年10月20日老発第682号・保発第144号 平成11年10月20日保険発第138号 平成16年5月28日保医発第0528001号 平成16年6月29日保険発第0629001号	

傷 病 手 当 金 申 請 書

<p>目 的 (概 要)</p>	<p>この申請書は、傷病手当金の支給続きを行うための様式です。 傷病手当金とは、被保険者が業務外の事由による傷病で労務に就くことができない場合の給付です。</p>	
<p>手 続 き (概 略)</p>	<p>提 出 期 限</p>	<p>労務不能であった日ごとにその翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)</p>
	<p>申 請 者</p>	<p>本人</p>
	<p>申 請 先</p>	<p>事業所の所在地を管轄する協会支部</p>
	<p>添 付 書 類</p>	<p>出勤簿のコピー、賃金台帳のコピー、議事録のコピー、年金証書・額 改定通知書のコピー</p>
	<p>提 出 方 法</p>	<p>送付、電子申請、窓口 (協会支部、出張所)</p>
<p>条 文</p>	<p>健康保険法 99条 (傷病手当金) 103条 (出産手当金と傷病手当金との調整) 104条 (傷病手当金又は出産手当金の継続給付) 108条 109条 (傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整) 健康保険法施行規則 84条 (傷病手当金の支給の申請)</p>	
<p>通 知</p>	<p>昭和2年2月5日保理第659号 昭和2年2月15日保理第658号 昭和2年2月18日保理第719号 昭和2年2月19日保理第700号 昭和2年2月26日保理第345号、保理第814号 昭和2年3月11日保理第1085号 昭和2年3月26日保理第118号 昭和2年4月7日保理第1423号 昭和2年4月27日保理第345号 昭和2年5月10日保理第2211号 昭和2年9月5日保理第3222号 昭和2年9月9日保理第3289号 昭和3年3月20日保理第572号 昭和3年7月9日保理第1719号 昭和3年9月11日保理第1811号 昭和3年10月11日保理第3480号 昭和3年12月27日保理第3163号 昭和3年12月27日保理第3176号 昭和4年2月20日保理第489号</p>	

通 知

昭和4年2月21日保理第388号
 昭和4年6月21日保理第1818号
 昭和4年6月29日保理第1704号
 昭和4年7月10日事第1175号
 昭和4年8月30日保規第45号
 昭和4年12月7日保規第488号
 昭和5年4月17日保規第244号
 昭和5年4月24日保規第270号
 昭和5年7月17日保規第351号
 昭和5年8月26日保規第451号
 昭和5年10月13日保発第52号
 昭和6年3月6日保規第22号
 昭和6年3月11日保規第31号
 昭和6年7月25日保規第158号
 昭和6年12月26日保規第32号
 昭和8年2月18日保規第35号
 昭和9年10月4日保険発第498号
 昭和11年5月30日保規第124号
 昭和17年1月9日社発第5号
 昭和21年6月20日保発第729号
 昭和25年1月17日保文発第72号
 昭和25年2月15日保文発第320号
 昭和25年3月9日保文発第535号
 昭和25年3月14日保文発第571号
 昭和25年12月27日保険発第78号の2
 昭和26年1月24日保文発第162号
 昭和26年2月20日保文発第419号
 昭和26年5月1日保文発第1346号
 昭和26年6月4日保文発第1821号
 昭和26年6月9日保文発第1900号
 昭和26年7月13日保文発第2349号
 昭和26年12月21日保文発第5698号
 昭和27年6月12日保文発第3367号
 昭和27年7月9日保文発第3809号
 昭和28年1月9日保文発第69号
 昭和28年4月9日保文発第2013号
 昭和29年3月4日保文発第2864号
 昭和29年6月26日保文発第7334号

通 知	昭和29年10月25日保険発第261号 昭和29年12月9日保文発第14236号 昭和30年2月24日保文発第1731号 昭和31年1月19日保文発第340号 昭和32年1月31日保発第2号、発第2号の2 昭和32年8月13日保文発第6905号 昭和32年9月2日保険発第123号 昭和33年7月8日保険発第95号 平成15年2月25日保保発第0225007号・庁保険発第4号
-----	--

出 産 手 当 金 支 給 申 請 書

目 的 （ 概 要 ）	この申請書は、出産手当金の支給続きを行うための様式です。 出産手当金とは、女子被保険者が出産のために仕事を休み、産前産後期間に給料を受けられないときの給付です。	
手 続 き （ 概 略 ）	提 出 期 限	労務に服さなかった日ごとにその翌日から2年
	申 請 者	本人
	申 請 先	事業所の所在地を管轄する協会支部
	添 付 書 類	出勤簿のコピー、賃金台帳のコピー、議事録のコピー
	提 出 方 法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条 文	健康保険法 102条（出産手当金） 103条（出産手当金と傷病手当金との調整） 104条（傷病手当金又は出産手当金の継続給付） 108条・109条（傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整） 健康保険法施行規則 87条（出産手当金の支給の申請）	
通 知	昭和2年4月7日保理第1423号 昭和4年6月27日保理第1829号 昭和8年8月28日保発第539号 昭和24年6月14日保文発第1087号 昭和27年6月12日保文発第3367号 昭和27年6月16日保文発第2427号 平成9年8月14日保険発第108号・庁保険発第19号 平成11年3月31日保険発第46号・庁保険発第9号	

出産育児一時金支給申請書（事前申請）

<p>目的 (概要)</p>	<p>この申請書は、出産育児一時金の事前申請の支給続きを行うための様式です。 出産育児一時金（事前申請）とは、女子被保険者、または被扶養者である家族が出産予定とき、病院、診療所または助産所を受取代理人としての申請です。</p>	
<p>手続き (概略)</p>	<p>提出期限</p>	<p>出産予定日まで1ヶ月以内</p>
	<p>申請者</p>	<p>本人</p>
	<p>申請先</p>	<p>事業所の所在地を管轄する協会支部 （任継被保険者の場合は、住所地を管轄する協会支部）</p>
	<p>添付書類</p>	<p>次のいずれかの書類 母子健康手帳（コピー可） 出産予定日の証明書</p>
	<p>提出方法</p>	<p>送付、窓口（協会支部、出張所）</p>
<p>条文</p>	<p>健康保険法 101条（出産育児一時金） 106条（資格喪失後の出産に関する給付） 114条（家族出産育児一時金） 健康保険法施行令 36条（出産育児一時金の金額） 健康保険法施行規則 86条（出産育児一時金の支給の申請） 97条（家族出産育児一時金の支給の申請）</p>	
<p>通知</p>	<p>昭和2年3月17日保理第792号 昭和2年5月4日保理第1880号 昭和3年3月16日保発第11号 昭和8年3月14日保規第61号 昭和8年4月25日保規第142号 昭和16年7月23日社発第991号 昭和24年6月14日保文発第1087号 昭和24年7月19日保文発第1327号 昭和28年6月16日保文発第2427号 平成18年8月30日保保発第0830003号 平成18年9月15日庁保発第0915001号</p>	

健康保険法第118条第1項該当・不該当届

目 的 (概 要)	この届書は、被保険者が刑務所等に収容されたときから収容されなくなったときまで、健康保険の給付制限を行うときの届出を行うための様式です。	
手 続 き (概 略)	提 出 期 限	事由が発生してから5日以内
	申 請 者	事業主
	申 請 先	事業所の所在地を管轄する社会保険事務所
	添 付 書 類	
	提 出 方 法	送付、電子申請、窓口（社会保険事務所）
条 文	健康保険法 118条1項、122条（保険給付の制限） 健康保険法施行規則 32条（給付制限事由該当等の届出）	

健康保険限度額適用認定申請書

健康保険限度額・標準負担額 減額適用認定申請書

◎ 目的概要

目 的 (概要)	<p>この申請書は、被保険者および被扶養者（以下「被保険者等」という。）が、入院時の現物給付を受ける場合に医療機関に提出する健康保険限度額適用認定証、健康保険限度額・標準負担額減額適用認定証の交付の手続きを行うための様式です。</p> <p>入院時の現物給付を受ける場合とは、次の場合です。</p> <p>① 高額療養費の現物給付を受ける場合 ② 入院時の食事療養費の標準負担額を減額する場合 ③ 入院時の生活療養費の標準負担額を減額する場合</p>	
手 続 き (概略)	提出期限	受けようとするとき、すみやかに
	申請者	被保険者
	申請先	住所地を管轄する（被保険者証を発行した）協会支部
	添付書類	<p>被保険者証</p> <p>① 低所得者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税証明書 ・福祉事務所長が「限度額適用・標準負担額減額認定該当（C）」と記載した被保険者にかかる保護申請却下通知書または保護廃止決定通知書（これらについてコピーをしたものに、事業主、民生委員、福祉事務所長のいずれかの者が原本証明したものも可） <p>② 長期該当者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準負担額にかかる領収書 ・入院期間に標準負担額を伴わない期間がある場合は、入院期間にかかる医療機関等の証する書類
	提出方法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条 文	<p>健康保険法</p> <p>85条（入院時食事療養費） 85条の2（生活時食事療養費）</p> <p>115条（高額療養費）</p> <p>健康保険法施行令</p> <p>42条（高額療養費算定基準額）</p> <p>43条（その他高額療養費の支給に関する事項）</p>	

	<p>健康保険法施行規則</p> <p>57条（入院時食事療養費の支払）</p> <p>58条（食事療養標準負担額の減額の対象者）</p> <p>61条（食事療養標準負担額の減額に関する特例）</p> <p>62条（入院時食事療養費に係る領収証）</p> <p>62条の2（入院時生活療養費の支払）</p> <p>62条の3（生活療養標準負担額の減額の対象者）</p> <p>62条の4（生活療養標準負担額の減額に関する特例）</p> <p>62条の5（入院時生活療養費に係る領収証）</p> <p>101条（令第42条第1項第3号の厚生労働省令で定める要保護者）</p> <p>102条（令第42条第2項第3号の厚生労働省令で定める要保護者）</p> <p>103条（令第42条第2項第4号の厚生労働省令で定める要保護者）</p> <p>103条の2（限度額適用認定の申請等）</p> <p>104条（令第43条第1項第1号イ若しくはロ又は第2号ロの入院療養等に要した費用の額の算定）</p> <p>105条（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）</p>
<p>通 知</p>	<p>昭和59年9月29日保険発第74号・庁保険発第18号</p> <p>「高額療養費制度の改正に伴う支給事務手続等について」</p> <p>平成6年9月9日保険発第118号・庁保険発第8号</p> <p>「健康保険の入院時食事療養費の食事療養標準負担額の減額の取扱いについて」</p> <p>平成19年3月7日保保発第0307001号</p> <p>「70歳未満の者の入院に係る高額療養費の支払いの特例（いわゆる現物給付化）における事務の取扱いについて」</p> <p>平成19年3月7日保保発第0307005号</p> <p>「健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う関係通知の一部改正について」</p> <p>平成19年3月7日保保発第0307008号</p> <p>「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う省令様式の改正について」</p> <p>平成19年3月20日庁保険発第0320001号</p> <p>「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う事務の取扱いについて」</p>

特定疾病療養受療証交付申請書

◎ 目的概要

<p>目的 (概要)</p>	<p>この申請書は、被保険者および被扶養者が、長期にわたり高額な医療費を要する疾病の療養を受ける場合、費用の負担を軽減するための特定疾病療養受領証の交付の手続きを行うための様式です。</p> <p>長期にわたり高額な医療費を要する疾病の療養を受ける場合とは、厚生労働大臣の指定する次の疾病（特定疾病）に該当する場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人工腎臓を実施している慢性腎不全（人工透析） ② 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病） ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 	
<p>手続き (概略)</p>	<p>提出期限</p>	<p>遅滞なく（すみやかに）</p>
<p>申請者</p>	<p>被保険者</p>	
<p>申請先</p>	<p>管轄の（被保険者証を発行した）協会支部</p>	
<p>添付書類</p>	<p>医師の証明書 ただし、申請書の「医師の意見欄」に医師の証明があれば、添付不要</p>	
<p>提出方法</p>	<p>送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）</p>	
<p>条文</p>	<p>健康保険法 115条（高額療養費の支給） 健康保険法施行令 41条6項（高額療養費の支給要件及び支給額） 42条6項（高額療養費算定基準額） 健康保険法施行規則 99条（特定疾病の認定の申請等）</p>	
<p>通知</p>	<p>昭和59年9月22日付保険発第65号・庁保険発第17号</p>	

第7章 給付(日雇)

埋 葬 料 （ 費 ） 申 請 書

<p>目 的 （ 概 要 ）</p>	<p>この申請書は、健康保険法第3条2項の被保険者が埋葬料（費）の支給続きを行うための様式です。 埋葬料（費）とは、被保険者または被扶養者が業務外の事由により死亡したときの給付です。</p>							
<p>手 続 き （ 概 略 ）</p>	<p>提出期限</p>	<p>埋葬料・家族埋葬料・・・死亡した日の翌日から2年 埋葬費・・・埋葬した日の翌日から2年</p>						
	<p>申請者</p>	<p>埋葬料・・・生計を維持されていた人 埋葬費・・・埋葬を行った人 家族埋葬料・・・被保険者</p>						
	<p>申 請 先</p>	<p>住所地を管轄する協会支部</p>						
	<p>添付書類</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="560 898 751 1093"> <p>共通の場合 いずれか1 つを添付</p> </td> <td data-bbox="751 898 1482 1093"> <ul style="list-style-type: none"> ・埋葬許可証のコピーまたは火葬許可証のコピー ・死亡診断書のコピー、死体検案書のコピーまたは検視調書のコピー ・死亡者の戸籍謄（抄）本、死亡者の住民票の写し </td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1093 751 1503"> <p>埋葬料の場合 （被扶養者 以外が申請 するとき、い ずれか1つ を添付）</p> </td> <td data-bbox="751 1093 1482 1503"> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（同居の場合） ・定期的な仕送りの事実がわかる預貯金通帳の「写」または現金書留の封筒 ・死亡者が請求者の公共料金等を支払っていたことがわかる領収証のコピー ・給与簿または賃金台帳のコピー ・源泉徴収票または課税台帳等のコピー </td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1503 751 1576"> <p>埋葬費の場合</p> </td> <td data-bbox="751 1503 1482 1576"> <p>領収証およびその内訳書</p> </td> </tr> </table>	<p>共通の場合 いずれか1 つを添付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬許可証のコピーまたは火葬許可証のコピー ・死亡診断書のコピー、死体検案書のコピーまたは検視調書のコピー ・死亡者の戸籍謄（抄）本、死亡者の住民票の写し 	<p>埋葬料の場合 （被扶養者 以外が申請 するとき、い ずれか1つ を添付）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（同居の場合） ・定期的な仕送りの事実がわかる預貯金通帳の「写」または現金書留の封筒 ・死亡者が請求者の公共料金等を支払っていたことがわかる領収証のコピー ・給与簿または賃金台帳のコピー ・源泉徴収票または課税台帳等のコピー 	<p>埋葬費の場合</p>	<p>領収証およびその内訳書</p>
	<p>共通の場合 いずれか1 つを添付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬許可証のコピーまたは火葬許可証のコピー ・死亡診断書のコピー、死体検案書のコピーまたは検視調書のコピー ・死亡者の戸籍謄（抄）本、死亡者の住民票の写し 						
<p>埋葬料の場合 （被扶養者 以外が申請 するとき、い ずれか1つ を添付）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（同居の場合） ・定期的な仕送りの事実がわかる預貯金通帳の「写」または現金書留の封筒 ・死亡者が請求者の公共料金等を支払っていたことがわかる領収証のコピー ・給与簿または賃金台帳のコピー ・源泉徴収票または課税台帳等のコピー 							
<p>埋葬費の場合</p>	<p>領収証およびその内訳書</p>							
<p>提出方法</p>	<p>送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）</p>							

条 文	<p>健康保険法</p> <p>136条第1項(埋葬料)</p> <p>143条(家族埋葬料)</p> <p>148条(受給方法)</p> <p>健康保険法施行令</p> <p>35条(埋葬料の最低保障金額)</p> <p>40条(家族埋葬料の金額)</p> <p>健康保険法施行規則</p> <p>126条(埋葬料の支給の申請)</p>
------------	---

傷 病 手 当 金 申 請 書

<p>目 的 (概要)</p>	<p>この申請書は、健康保険法第3条2項の被保険者が傷病手当金の支給続きを行うための様式です。 傷病手当金とは、被保険者が業務外の事由による傷病で労務に就くことができない場合の給付です。</p>	
<p>手 続 き (概略)</p>	<p>提出期限</p>	<p>労務不能であった日ごとにその翌日から2年 (保険給付を受ける権利は2年を経過すると時効により消滅します)</p>
	<p>申請者</p>	<p>本人</p>
	<p>申請先</p>	<p>住所地を管轄する協会支部</p>
	<p>添付書類</p>	<p>被保険者手帳、雇用保険日雇労働者手帳</p>
<p>条 文</p>	<p>健康保険法 135条(傷病手当金) 148条(受給方法) 健康保険法施行規則 125条(傷病手当金の支給の申請)</p>	
<p>通 知</p>	<p>昭和34年4月18保文発第2944号 平成15年2月25日保保発第0225001号・庁保険発第1号</p>	

出 産 手 当 金 支 給 申 請 書

目 的 (概 要)	<p>この申請書は、健康保険法第3条2項の被保険者が出産手当金の支給続きを行うための様式です。</p> <p>出産手当金とは、女子被保険者が出産のために仕事を休み、産前産後期間に給料を受けられないときの給付です。</p>	
手 続 き (概 略)	提 出 期 限	労務に服さなかった日ごとにその翌日から2年
	申 請 者	本人
	申 請 先	住所地を管轄する協会支部
	添 付 書 類	被保険者手帳、出産に関する医師等の証明書
	提 出 方 法	送付、電子申請、窓口（協会支部、出張所）
条 文	<p>健康保険法</p> <p>138条（出産手当金）</p> <p>139条（出産手当金と傷病手当金との調整）</p> <p>148条（受給方法）</p> <p>健康保険法施行規則</p> <p>127条（出産育児一時金及び出産手当金の支給の申請）</p>	